

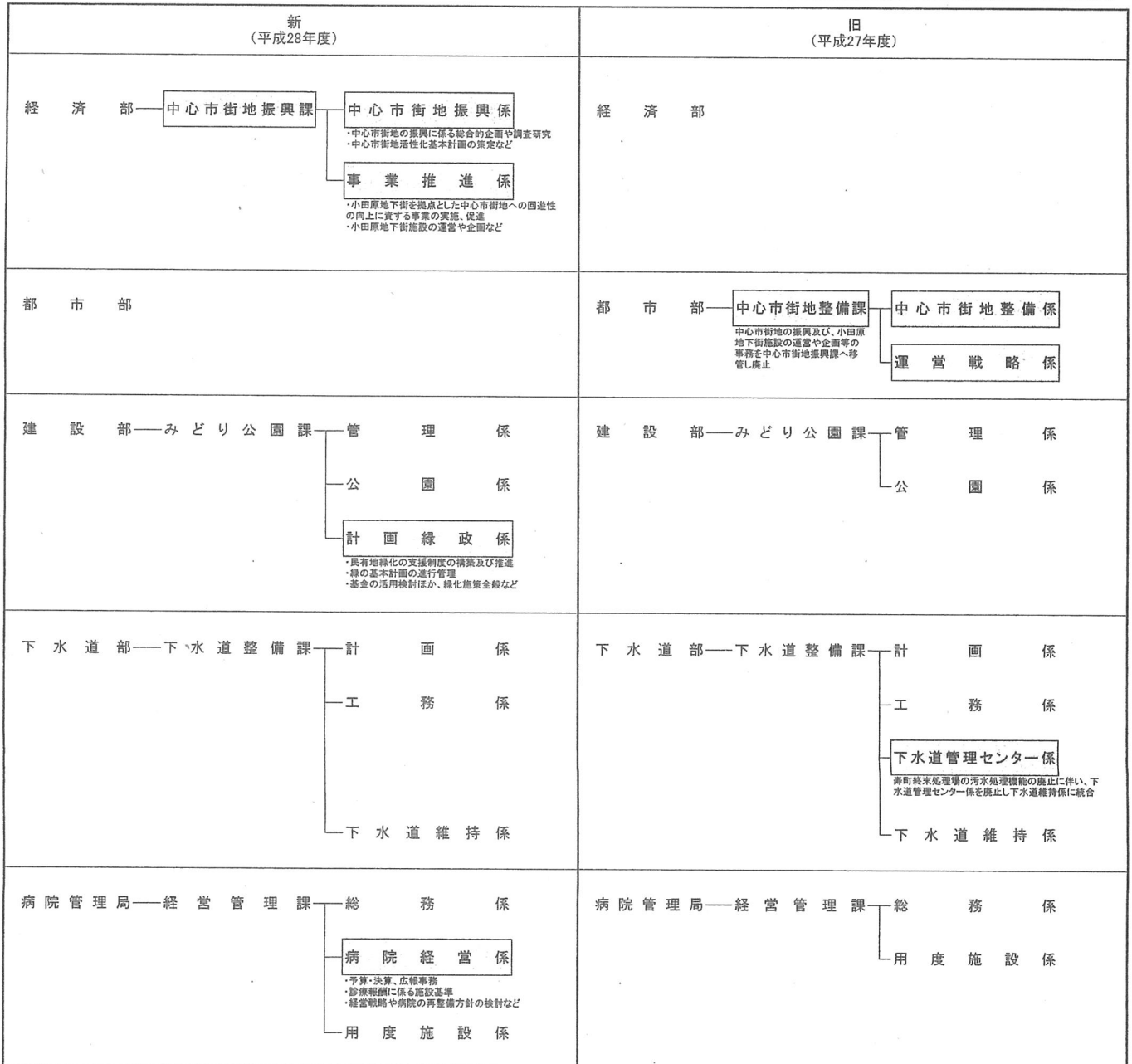
総務常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	担 当 課
1	平成28年度組織・機構新旧対照表	行政管理課
2	小田原市行政機構図	
3	個人番号（マイナンバー）の独自利用 事務について	

平成28年 2 月 2 4 日

平成28年度組織・機構 新旧対照表

□… 新設、移管または名称変更する組織



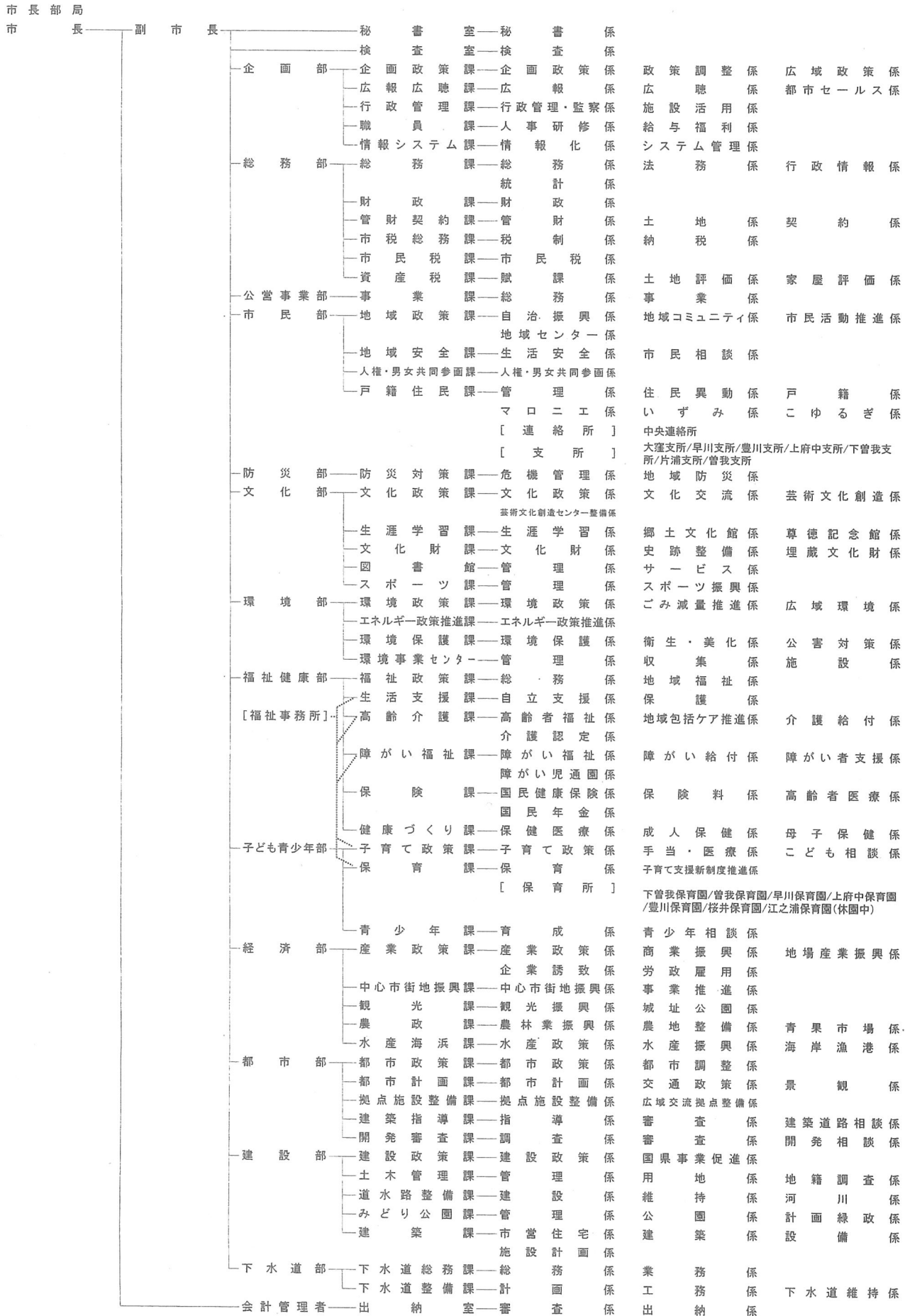
区分	部・部相当	課・課相当	係
市長部局	13	55	145
市立病院	1	2	5
消防	1	12	37
水道	1	4	8
教育委員会	1	3	8
選挙管理委員会	—	1	1
公平委員会	—	—	—
監査事務局	1	—	1
農業委員会	—	1	1
固定資産評価審査委員会	—	—	—
市議会	1	1	2
計	19	79	208

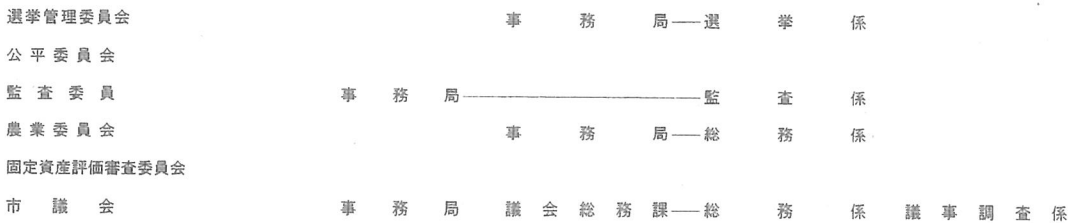
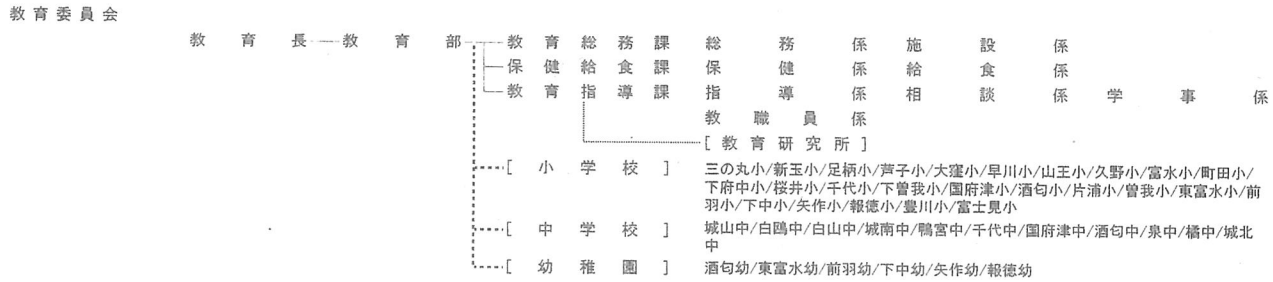
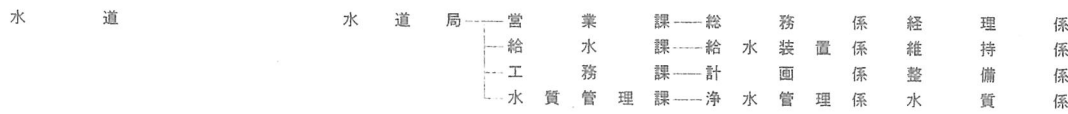
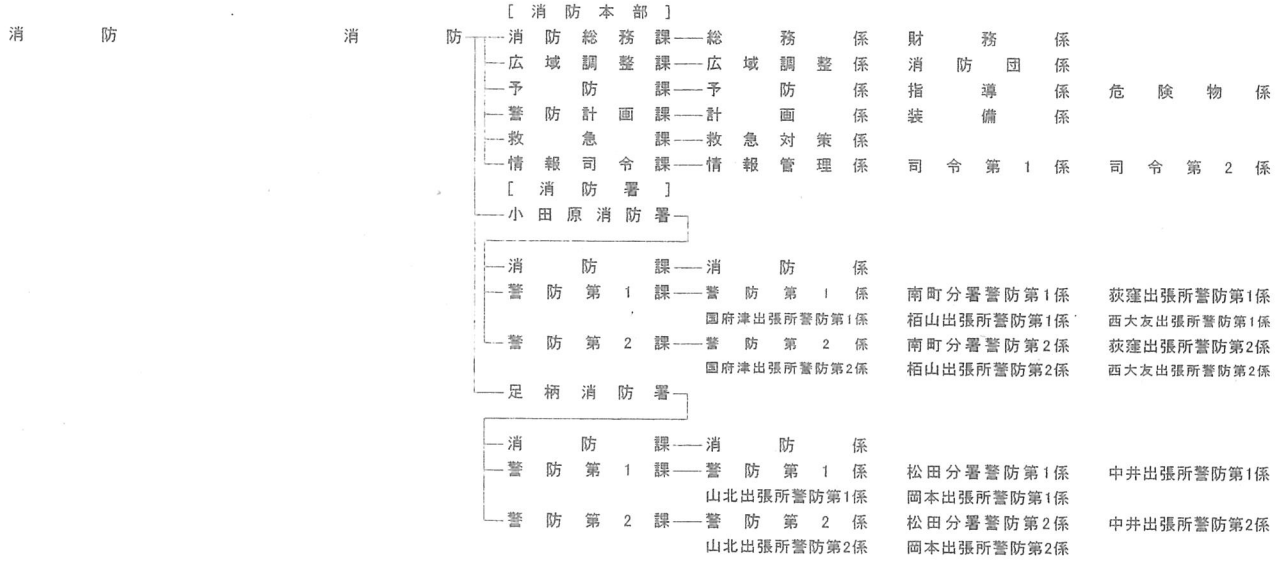
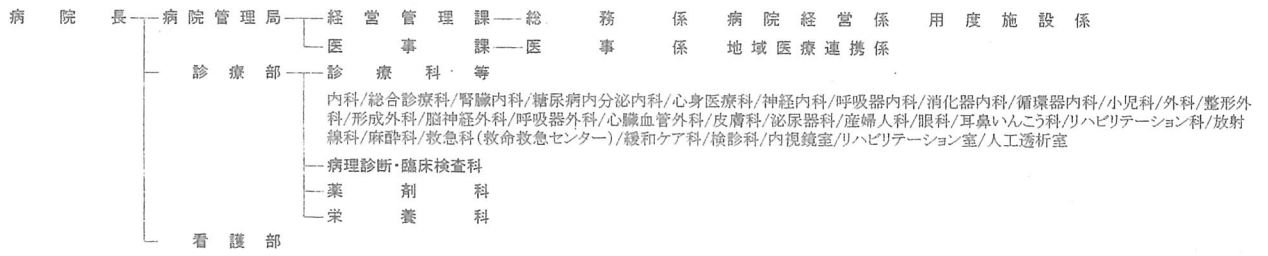
→ 1係増

区分	部・部相当	課・課相当	係
市長部局	13	55	145
市立病院	1	2	4
消防	1	12	37
水道	1	4	8
教育委員会	1	3	8
選挙管理委員会	—	1	1
公平委員会	—	—	—
監査事務局	1	—	1
農業委員会	—	1	1
固定資産評価審査委員会	—	—	—
市議会	1	1	2
計	19	79	207

小田原市行政機構図

(平成28年4月1日現在)





区分	部・部相当	課・課相当	係
市長部局	13	55	145
市立病院	1	2	5(4)
消防	1	12	37
水道	1	4	8
教育委員会	1	3	8
選挙管理委員会	—	1	1
公平委員会	—	—	—
監査事務局	1	—	1
農業委員会	—	1	1
固定資産評価審査委員会	—	—	—
市議会	1	1	2
計	19	79	208(207)

* 連絡所、支所、保育所、教育研究所、小学校、中学校、幼稚園は、左記の数に含まれていない。
 * 市立病院の部の数は、診療部、看護部を除く。
 * 消防署の課の数は、消防署を除く。
 * ()内は、平成27年4月1日の数

個人番号(マイナンバー)の独自利用事務について

1 概要

マイナンバーは、番号法で定められた社会保障・税・災害対策分野で利用できるが、その他法律で定められた範囲において、市が条例で定めた事務にも利用することができる。

本市では、マイナンバーを利用することにより、市民の利便性の向上や、行政の効率化につながると考えられる次の事務について、「小田原市個人番号の利用に関する条例」を改正し、マイナンバーを利用する事務に追加することを予定している。

2 マイナンバーを独自利用する事務

次の4事務については、独自利用事務として条例に定めることを予定している。

No	独自利用事務	利用する特定個人情報
1	ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務	①住民票関係情報 ②地方税関係情報 ③生活保護関係情報 ④重度障害者医療関係情報 ⑤特別児童扶養手当関係情報 ⑥児童扶養手当関係情報
2	小児の医療費の助成に関する事務	①住民票関係情報 ②地方税関係情報 ③生活保護関係情報 ④重度障害者医療関係情報 ⑤ひとり親家庭等医療関係情報
3	重度心身障害者等の医療費の助成に関する事務	①住民票関係情報 ②地方税関係情報 ③生活保護関係情報 ④中国残留邦人等支援給付等関係情報 ⑤身体障害者手帳等関係情報
4	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務	①住民票関係情報 ②地方税関係情報 ③生活保護関係情報 ④中国残留邦人等支援給付等関係情報

3 マイナンバーを利用することによる効果

- ・所得証明等、従来から申請者が添付していた書類の省略などが可能となる。
- ・助成の申請等に対する判定に要する時間が短縮され、市民の利便性向上につながる。
- ・本人確認等が正確に行われ、行政事務が効率化する。

具体的には、ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務においては、受給資格を確認するために所得の情報（地方税関係情報）が必要であるが、転入者については、前住所地の市等から所得情報の提供を受けることにより、所得証明書の添付の省略ができる。

4 今後の予定

マイナンバーを利用する独自利用事務については、パブリックコメントの意見を参考に最終的な条例案を、平成28年市議会6月定例会に上程予定